

開 発 審 査 会 基 準 第 3 号

事業所の社宅及び寄宿舍

事業所の従業員のための社宅及び寄宿舍(以下「社宅等」という。)で、申請の内容が次の1項又は2項に該当するものとする。

- 1 都市計画法に基づく許可等を受けた事業所又は市街化調整区域決定前から当該区域に存する事業所の社宅等で、次の各号に該当するものであること。
 - (1) 当該社宅等の敷地は、事業所の敷地に隣接若しくは近接している土地又は既存集落内にあって、事業所から1.5キロメートル以内の土地であること。
 - (2) 社宅等の規模は、その事業所の規模に比して過大でないこと。
 - (3) 開発又は建築を行うために他法令による許認可等が必要な場合は、その許認可等が受けられるものであること。
 - (4) 従業員数がパートタイマー、季節労働者、新規採用者を除いて10人以上であること。
- 2 1項以外のもので、市街化調整区域決定前に次の各号に該当しているものであること。
 - (1) 土地の権利を取得していたものであること。
 - (2) 宅地造成済みのもの又は宅地造成中のものであること。
 - (3) 建築計画のあったもので、区域決定の日から起算して5年以内に建築工事に着手するものであること。
 - (4) 開発又は建築を行うために必要な許認可等を受けていたものでその目的に合致するものであること。

付 記

本基準に該当するもののうち、開発区域の面積又は敷地面積が3,000平方メートル以下のものは、開発審査会の議を経たものとみなす。

市長は、許可したものについて後日開発審査会に報告するものとする。

附 則

この基準は、平成14年 4月 9日から施行する。

附 則

この基準は、令和 6年 4月 1日から施行する。

開発又は建築許可チェック票

事業所の社宅及び寄宿舍<一宮市開発審査会基準第3号>

確認	確認事項	確認書類
1	事業所の <u>従業員</u> のための社宅及び寄宿舍（以下、「社宅等」という。）であること。 * ここでいう <u>従業員</u> とは、パートタイマー、季節労働者、新規採用者を除く者であり、 従業員数 10 人以上 の事業所が対象となる。	理由書（事業所の位置、業務形態、従業員の通勤状況等による必要性） 社会保険の被保険者資格取得証明書、給与支払い報告書
2	社宅等への入居予定者が現在借家に居住していること。	入居予定者の住民票及び固定資産家屋証明書
3	既存事業所は、次のいずれかに該当すること。 （1）都市計画法による 許可等を受けた事業所 （2） 市街化調整区域決定前 から当該区域に適正立地している事業所	許可書等及び確認済証、検査済証、固定資産家屋証明書、建物登記簿謄本等
4	社宅等の敷地は、次のいずれかに該当すること。 （1）事業所の敷地に 隣接 若しくは 近接 している土地（約 300m 以内） （2）既存集落内にあって、事業所から 1.5 キロメートル以内 の土地。 「既存集落」とは、 1）半径 300m の円内に 100 戸以上の建築物（市街化調整区域内にあるもの。以下、この欄において同じ）があるもの。 又は、 2）50 戸以上の建築物が連たん（建築面積が 30 m ² 以上の建築物があり、その建築物の敷地間の距離が 55m 以内であること。）しているもの。	位置図、開発区域区域図（付近見取図）
5	社宅等の規模は、その事業所の規模に比して過大でないこと。 具体的な住室数は、入居予定者数を上限とする。	平面図
6	建築物の形態は、 長屋建て、共同住宅又は寄宿舍 とし、各戸の規模、設計はそれらにふさわしいもの。	平面図
7	申請敷地面積が、3,000 m ² を超える場合は、開発審査会にかかる。	土地登記簿謄本
8	他法令による許認可が必要な場合、その許認可が受けられるものであること。（河川法許可、特定都市河川浸水被害対策法、都計法 53 条許可、水路占用許可、国道等施工承認等）	許可書等

* 詳細については、窓口でご相談下さい。

一宮市建築部建築指導課 開発審査グループ Tel 0586-28-8646)

更新日 R6. 7. 1